

平成25年 第2回定例会

1 議事日程

6月18日(火曜日) 午前10時00分開議

第3号

| 日程番号 | 議件番号 | 議 件 名 |
|------|---------|---|
| 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 2 | 議案第1号 | 士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案 |
| 3 | 議案第2号 | 辺地総合整備計画の変更について |
| 4 | 議案第3号 | 辺地総合整備計画の策定について |
| 5 | 議案第4号 | 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について |
| 6 | 議案第5号 | 平成25年度士幌町一般会計補正予算 |
| 7 | 追加議案第6号 | 工事請負契約の締結について |
| 8 | 会議案第4号 | 議員派遣の件 |
| 9 | 意見書案第4号 | 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充にむけた意見書案 |
| 10 | 意見書案第5号 | 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書案 |
| 11 | 意見書案第6号 | 地方財政の充実・強化を求める意見書案 |
| 12 | 意見書案第7号 | 平成25年度北海道最低賃金改正等に関する意見書案 |
| 13 | 意見書案第8号 | 札幌航空交通管制部の存続を求める意見書案 |
| 14 | | 閉会中の継続調査申出書 |

2出席議員(12名)

| | |
|----------|-----------|
| 1番 秋間 紘一 | 8番 清水 秀雄 |
| 2番 飯島 勝 | 9番 中村 貢 |
| 3番 森本 真隆 | 10番 和田 鶴三 |
| 5番 細井 文次 | 11番 大西 米明 |
| 6番 出村 寛 | 12番 加藤 宏一 |
| 7番 服部 悦朗 | 13番 加納 三司 |

3欠席議員(0名)

4地方自治法121条の規定による説明のための出席者

| | |
|--------|-------|
| 町長 | 小林 康雄 |
| 代表監査委員 | 佐藤 宣光 |

5町長の委任を受けて出席した者

| | | | |
|-----|-------|-------------|-------|
| 副町長 | 柴田 敏之 | 保健医療福祉センター長 | 山中 雅弘 |
|-----|-------|-------------|-------|

| | | | |
|--------|-------|--------------|--------|
| 総務企画課長 | 寺田 和也 | 保健福祉課長 | 大森 三宜子 |
| 会計管理者 | 太田 靖久 | 病院事務長 | 奥村 光正 |
| 町民課長 | 伊賀 淑美 | 特別養護老人ホーム施設長 | 波多野 義弘 |
| 産業振興課長 | 高木 康弘 | 子ども課長 | 高橋 典代 |
| 建設課長 | 土生 明美 | 消防署長 | 荒田 雅則 |

6 教育委員長の委任を受けて出席した者

| | | | |
|-----|-------|----------|-------|
| 教育長 | 堀江 博文 | 教育課長 | 植田 廣幸 |
| 参事 | 笠谷 直樹 | 高校事務長 | 金森 秀文 |
| | | 給食センター所長 | 鈴木 典人 |

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

| | |
|------|-------|
| 事務局長 | 道端 雄伸 |
|------|-------|

8 職務のため出席した議会事務局職員

| | | | |
|------|-------|------|--------|
| 事務局長 | 柳谷 善弘 | 総務係長 | 仲山 美津子 |
|------|-------|------|--------|

9 議事録

(午前10時00分)

| | | |
|---|-------|--|
| 1 | 加納議長 | <p>ただいまの出席議員は12名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。</p> <p>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、2番、飯島勝議員及び3番、森本真隆議員を指名します。</p> |
| 2 | 柴田副町長 | <p>日程第2、議案第1号「土幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。</p> <p>議案第1号 土幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。</p> <p>この条例につきましては、地方税法等の改正及び税率改正に伴い条例を改正しようとするものであります。</p> <p>今回の改正につきましては、前回の税率の改正から5年が経過し、医療費が毎年増加しており、医療分はもとより後期高齢者支援金分、介護納付金分全てにおいて歳出超過に陥っている状況にあります。医療分につきましては、医療費の動向により大きく変更する要因がありますが、支援金分、介護分につきましては後期高齢者の増加及び介護給付費の伸びから減少することは困難な状況であります。また、平成24年度の決算状況では支援金分で1,700万円、介護分で800万円の歳出超過、赤字となっております。これらの状況から、今回につきまして</p> |

は後期高齢者支援金分及び介護納付金分について税率を改正しようとするものであります。

説明資料で説明いたします。7ページから12ページまでにつきましては新旧対照表を載せてありますが、5ページ、6ページの改正分の内容で説明をいたします。今回の税率等の改正につきましては、医療分の税率は据え置き、後期高齢者支援金分及び介護分の税率について改正するものであります。

まず、後期高齢者支援金分につきましては所得割を1.48%から2.3%、0.82%の増、資産割につきましては据え置き、均等割は7,700円から1,800円増の9,500円に、平等割は9,700円から2,100円増の1万1,800円とするものであります。次に、介護分につきましては所得割を0.5%から0.08%増の0.58%に、資産割は据え置きまして、均等割は8,500円から1,000円増の9,500円に、平等割は6,500円から2,700円増の9,200円としようとするものであります。

次の激変緩和措置としまして、所得が一定以下の者に対する軽減措置であります。これは、国保から後期高齢者へ、つまり障害認定や75歳に達したことにより後期高齢者保険に移行したことによりまして国保側で軽減が受けられなくなる場合があります。そういった移動したのもも含めて軽減判定ができる措置についてですが、今まで5年間だったものを恒久措置とするものであります。

次の6ページに移りまして、3番目の軽減額の改正及び新設であります。今まで特定世帯として例えば2人世帯の国保世帯のうち1人が後期高齢者医療制度へ変わった場合、それまで2人で払っていた平等割を1人で払うことになるため、最大で5年間平等割を2分の1軽減する措置が講じられていましたが、その後特定継続世帯としてさらにその半分、4分の1の軽減を3年間軽減する激変緩和措置を設け、最大で8年間の減額措置を受けられるようにしたものであります。なお、これらの改正につきましては地方税法の改正によるものであります。このほか、7割、5割、2割の軽減につきましてはそれぞれ今回の均等割、平等割額の改定に連動する額の改定であります。これらの改定の適用時期につきましては、平成25年4月1日からであります。

次に、被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例は、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合のその敷地に係る居住用財産を譲渡した場合の課税の特例について、相続人も受けられることとするものでありまして、東日本大震災の被災者等に係る国税関連法律の臨時特例に関する法律によるものでありまして、適用は平成26年1月1日からとするものであります。

議案の3ページに戻っていただきまして、附則であります。第1条につきましては、ただいま説明したとおりであります。

次のページ、4ページの第2条につきましては適用区分についての

規定でありまして、改定後の条例について平成25年度以降について適用する。ただし、平成24年度分までについては従前のおりとするものであります。

2項では、被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例については、平成26年度分からの適用とするものであります。

以上で議案第1号の説明といたします。

加納議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。8番、清水議員。

清水議員 ただいまそれぞれ説明をいただいたのですが、今回の条例改正につきましてはただいまの説明の中にもありましたけれども、後期高齢者医療分と介護分のみの引き上げという改正なのですが、特に今回の改正でこれは平準化ということで進められていて、結局は所得よりも均等割、平等割、いわゆる応益割を引き上げることによって弊害が起こってきます。何が弊害かという、所得のない者にも、言えば低所得者に負担が重くなってくるということが特徴ですよ。そのことについて、平準化という国の進める政策に基づいてやりなさいということですから、それに逆らわないということがあるのだと思うのですが、私はこれは今回の引き上げ、それによって得られる税収増というのは1,250万円ですね。この程度の金額であれば、一般会計からの繰り入れによって引き上げは行うべきでないと。今の国保税の負担というのは、もう担税力を超えています。これは、もう全国的にも言われていることです。そういった中で今回の引き上げということになるわけですから、これは私は引き上げは許されないというふうに思うのですが、町長はこの引き上げに対して今私が申し上げたように一般会計からの補填で今回の引き上げは見送ったらどうですかというふうに思うのですが、その点について町長はどのように考えられますか。

加納議長 町長。

小林町長 国保会計の運営については、それぞれ制度的にもそれは国保の持っている性格上、例えば加入者が無職者が多いたとか低所得者が多いということからいくと、経営のあり方そのものに、運営のあり方そのものにも国の段階でどうするかという、そういういろんな課題があるわけでありまして、ただ現実として今市町村運営で運営している中では、清水議員からは一般会計からという、1,250万円程度であるから繰り入れをしてということでありまして、ただ私どもも今まで5年間引き上げをしなかったということと最低本来でいけば今回も、これは国保は目的税だから、本来でいけば国保税で賄うというのが基本なのですけれども、そうすると6,500万円ぐらい、1世帯平均にしたら1万円程度上げなければならないのですけれども、そういういろんな今の言われたような経済的状況も含めて引き上げ方を1,250万円程度、1世帯当たりになると2,200円程度で抑えていくという、

そういう改正なのでご理解いただきたいということでもありますけれども、ただ今回5年間引き上げをしなかったということでもありますけれども、全員協議会でも申し上げたとおり、実際に引き上げるかどうかは別にして、2年なり3年の中で少し見直しをしていくという、そういうようなこれから作業をしていながら議会とも協議をしていきたいと、そういう考え方でいるところであります。

加納議長
清水議員

8番、清水議員。

今町長が答弁されましたように、5年間引き上げなかったということについては、それはそれで一定評価できると思うのです。しかし、今後のことを言えば今後は2年か3年程度で引き上げていきたいという、引き上げも検討していきたいというふうに言っているわけです。結局は少しずつではあるけれども、だんだんと負担がふえていくと。今でさえも負担に耐えられないという人たちはたくさんいます。そういう状況の中で、やっぱり引き上げというのは許されないというふうに私は思います。

この間の全員協議会の中で説明資料もいただきました。その中で私は一つの例として聞きたいと思うのですが、夫婦合わせて54万円の課税標準額に対しての今回の引き上げによってどれぐらいの税額になるか。14万8,504円が1万128円引き上げられて、課税が引き上げられるわけですが、そうしますと課税標準額の27.5%の負担額になるのです。これは非常に大きな負担額なのです。これが国保税の持っている特徴なのです。なぜこんなに高くなっているかということ、結局は国がもともこの国民健康保険制度が出発したときには50%の負担だったので、国の負担が。それが現在では半分になっています。これをやっぱりもとに戻させる、そのことなしに国保財政というのはどんどん地方自治体に負担かぶってきますから、そういう点ではもう地方自治体も負担に耐えられない。だから、加入者に負担増を求めざるを得ないという結果になってきていると思うのです。根本的にはここを改めさせると。やっぱり国に対して、もとの50%に戻せということ強く運動として自治体としてきちっと国に申し入れていくということが基本的にやられなければ、これは住民がもちません。耐えられないです。全国的には国保税が払えなくて、そのために若い命を絶たねばならなくなるという状況も生まれているのです。そんなことは絶対に許せない。そういうことからいっても私は今回の引き上げはやめて一般会計から繰り入れて、住民の生活を守るということをすべきだというふうに思うのですが、町長はどうしても引き上げますか。

加納議長
小林町長

町長。

国保制度そのものが1つは国民皆保険制度のとりでとして、国が財政も含めて国の責任で少しやっぱり支援をしていくというのは、そのとおり我々国保連合会を含めての要求でありますし、もう一つ経営形

態としては市町村ごとの運営であれば、小さい町であればその年の医療費の状況によって大きく財政に影響するということになるから、少なくとも都道府県単位で、後期高齢者のような都道府県単位で運営できるような方法ということが私ども国に、あるいは道に対しての要望事項でありますけれども、それと今運営している中で一般会計から繰り出しをやればいいではないかという議論はまた別だと思えますから、今運営している中では最低の形で国保税を今回ぜひ改正をさせていただきたいと、そういう考え方であります。

加納議長
清水議員

8番、清水議員。

今町長は、いわゆる国が進めようとしている広域連合、後期高齢者医療がそうですが、国保も都道府県単位の広域化をすべきだというふうに国は進めようとしています、町長はそれを容認して広域化すれば自治体の財政の繰り入れもしなくて済むのではないかというふうに、私はそういうふうに受け取ったのです。実は広域にしたら、それでは国保財政は豊かになるのかといたら、そんなことはないでしょう。最大の原因というのは、国からの支援金が少なくなったのです。言ってみれば、ないもの同士がお互いに組んでも財政が豊かになるなんていうことは起こり得ないです。そのために広域にしたところでは何が起きているかといいますと、結局は高いところに合わさったのです。ですから、例えば北海道内を一つの広域にした場合に何が起るか。最大の国保税の高いところに合わせられるのです。現実それが起っていて、広域した自治体の中では悲鳴を上げています。そして、自治体の職員は広域にしなければよかったと、広域にしなければ自治体の繰り入れで住民の生活を守ることができたのに、今広域にしたためにそういうことができなくなったと、我々は何にも住民のためにしてやるができないと、こんな苦しいことはない、それが自治体職員の悲鳴なのです。私は、広域に対しても絶対にそれは許せないと思っています。繰り返しになりますけれども、やはり根本的には国の財政負担をふやすということなしにこの問題は解決できないのです。そのことを強く指摘しておきたいと思えます。

加納議長

ほかに質問ございませんか。

(なし)

加納議長
清水議員

質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。8番、清水議員。
ただいま審議されています議案第1号 土幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について反対討論を行います。

本条例の改正は、前回の改正から5年が経過し、後期高齢者支援金、介護納付金が増加し、歳出超過に陥っている。後期高齢者の増加や介護給付費の伸びからいっても減少することは予想困難として、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の増額改定を行おうとするものであります。

反対の理由を申し上げます。改正案では、平準化の名のもとに所得に関係のない応益割の引き上げによって低所得者や中間層の負担をふやしていることでもあります。年金生活者や失業者が加入する国保は、もともと適切な国庫負担なしには成り立たない制度であります。ところが、歴代政権は国庫負担を削減してきました。国庫支出の割合は、1984年度の約50%から2009年度では24.7%へと半減しました。こうした国の責任後退こそ国保を財政難に陥れている元凶であります。自治体としてこの改善こそ求めるべきであります。今回の引き上げによって見込まれる税収増額は1,250万円ではありますが、今後は2年ないし3年ごとに見直したいとしていますが、担税力を超える国保税の引き上げには反対であります。一般会計からの繰り入れによって住民が安心して住み続けられるまちづくりこそ進めるべきであります。基本的には、国庫負担の引き上げを求めて国保財政の健全化に努力すべきであることを指摘し、議員各位の賛同を求め、反対討論を終わります。

加納議長
服部議員

7番、服部議員。

ただいま上程されております議案第1号 土幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

このたびの町条例の改正は、地方税法等及び税率改正に伴い改正しようとするもので、制度の維持、国保財政の健全な運営を図るため基礎賦課分は据え置き、後期高齢者支援金及び介護分を改正しようとするものであります。本町においても一般会計からの繰り入れを行い、保険料の減免措置を講じる施策を行っておりますが、限度額超過世帯の割合が高いこと、前期高齢者の割合が少ないこと等から調整交付金等が少なく、前回改正から5年が経過し、年々納付額が増加していることから歳出超過になっております。医療費につきましても増加傾向であり、後期高齢者支援金分、介護納付金については後期高齢者の増加及び介護給付費の伸びからも今後もふえることが予想される状況にあります。国保の構造的問題も認識しておりますが、私は町長が適時適切な対応で国民健康保険財政の維持を図られ、疾病予防対策では特定健診等の受診率向上に努力されることをお願いするとともに、全町で開設されておりますサロン事業を通し、高齢者の健康維持のための対応とその後の介護への対策に対応できるような取り組みをあわせてお願いするところであります。国民健康保険事業は、公的医療保険を下支えする役割を担っておりまして、今回の条例は適切な措置であると理解し、賛成するものであります。議案第1号は賛成であります。議員各位のご理解と賛同をいただきますようお願いを申し上げます。賛成討論といたします。

加納議長

ほかにございませんか。

(な し)

| | | |
|---|--|---|
| 3 | <p>加納議長</p> <p>加納議長</p> <p>柴田副町長</p> | <p>これをもって討論を終結いたします。</p> <p>これより議案第1号を起立により採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(賛成者起立)</p> <p>起立多数であります。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第3、議案第2号「辺地総合整備計画の変更について」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。</p> <p>議案第2号 辺地総合整備計画の変更について説明いたします。</p> <p>これにつきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、上音更辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について議決を求めるものであります。</p> <p>内容につきましては、6ページの計画書によるものでありまして、変更は表にありますとおり道路分で川西37号線ほか2事業となっておりますが、これは既存の2事業に川西40号線の改良舗装を追加するものでありまして、全部で道路につきましては3事業とするものであります。追加の事業費は3,600万円で、うち辺地債は同額の3,600万円であります。事業費の合計は2億5,442万1,000円となり、そのうち辺地債は1億2,330万円とするものであります。</p> <p>以上、簡単ですが、説明といたします。</p> |
| 4 | <p>加納議長</p> <p>加納議長</p> <p>加納議長</p> <p>加納議長</p> <p>柴田副町長</p> | <p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なし)</p> <p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p style="text-align: center;">(なし)</p> <p>討論なしと認め、これより議案第2号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第4、議案第3号「辺地総合整備計画の策定について」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。</p> <p>議案第3号 辺地総合整備計画の策定について説明いたします。</p> <p>これは、議案第2号と同じく辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議決を求めるものであり、以前の計画が平成24年度まででありましたので、今回は平成25年度から平成29年度までの5年間の下居辺地に係る公</p> |

| | |
|-----------|--|
| | <p>共的施設の総合整備計画を策定するものであります。</p> <p>計画につきましては、8ページの計画書によるものでありまして、辺地名は下居辺地地帯で人口が197人、面積は51.0km²であります。辺地の概況ですが、字名は字土幌の一部及び字下居辺で中心地は下居辺西2線134番地45でありまして、辺地度点数は121点であります。公共的施設の整備を必要とする事業は道路で、林道の整備であります。次の整備計画では、道営森林管理道ワッカ美加登線開設事業で、事業費は3億2,900万円で、一般財源は8,225万円であります。そのうち辺地債は8,220万円を予定をしております。</p> <p>以上で簡単ですが、説明といたします。</p> |
| 加納議長 | <p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>(なし)</p> |
| 加納議長 | <p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>(なし)</p> |
| 加納議長 | <p>討論なしと認め、これより議案第3号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 5 加納議長 | <p>異議なしと認め、したがって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第5、議案第4号「北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について」を議題といたします。</p> |
| 柴田副町長 | <p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。</p> <p>議案第4号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について説明をいたします。</p> <p>これは、地方自治法第286条第1項の規定によりまして、北空知圏学校給食組合の加入に伴い、関連箇所の規約を改正しようとするものであります。</p> <p>北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の別表第1、これは加入町村等について規定したものであります。これに北空知圏学校給食組合を加えるものであります。</p> <p>附則の施行時期であります。総務大臣の許可の日から施行するものであります。</p> <p>以上、簡単ですが、説明といたします。</p> |
| 加納議長 | <p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>(なし)</p> |
| 加納議長 | <p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>(なし)</p> |
| 加納議長 | <p>討論なしと認め、これより議案第4号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 加納議長 | <p>異議なしと認め、したがって本案は原案のとおり可決されました。</p> |

寺田総務
企画課長

日程第6、議案第5号「平成25年度士幌町一般会計補正予算」を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。総務企画課長。

総務企画課長、寺田より説明申し上げます。

議案第5号 平成25年度士幌町一般会計補正予算〔第1号〕ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億777万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ70億3,277万7,000円に改めようとするものでございます。

地方債の補正は「第2表 地方債補正」によるものといたします。

それでは、歳出から説明いたしますので、11ページをお開きください。2款1項6目企画費では、負担金補助及び交付金で住宅用太陽光発電システム導入事業助成金において申込者の増加により追加するものでございます。

12目諸費では、防災情報通信設備自動起動装置設置委託料の追加で、特定財源としまして防災情報通信設備整備事業交付金を全額充当しております。なお、この装置につきましては後ほど簡単に説明をさせていただきます。

次に、2項2目賦課徴収費では、町民税還付金を法人税割還付に伴う増により追加するものでございます。

次に、3款1項9目介護福祉費では、備品購入費で車椅子購入費を追加するもので、特定財源としまして愛のまち建設基金繰入金を全額充当しております。

12ページ、4款2項1目ごみ処理費は、ペットボトル粉砕機オイル漏れ修繕を追加するものでございます。

次に、6款1項3目農業振興費では、強い農業づくり事業補助金及び経営所得安定対策直接支払推進事業補助金を追加するものでございます。特定財源としまして、道事業補助金をそれぞれ同額計上しております。

7目土地改良事業費は、吉野地区小規模土地改良事業で明渠排水工事費を追加、補償補填及び賠償金で工事支障物件移転補償費を追加するもので、特定財源としまして地域づくり総合交付金を充当し、町債の変更による財源補正を行うものでございます。

続きまして、2項2目林道費では、町債の変更による財源補正でございませう。

13ページ、8款2項3目道路橋梁新設改良費は、町債の変更による財源補正でございませう。

次に、9款1項1目消防費では、団員増に伴う経費増により北十勝消防事務組合負担金、署費、団費を追加するものでございませう。

続きまして、10款2項1目学校管理費は、西上小、下居辺小の学校施設設備改修工事請負費の追加でございませう。

2目教育振興費は、美濃市交流分の都市小学校交流活動助成金の追加でございます。

3目言語学級費は、備品購入費で撮影用カメラ機器購入費を追加するものでございます。

14ページ、3項1目学校管理費では、野球グラウンド用照明電源設置工事請負費を追加するものでございます。

7項2目体育施設費では、備品購入費で屋外ゲートボール場用簡易トイレ購入費を追加するもので、特定財源としまして愛のまち建設基金繰入金を全額充当しております。

次に、14款1項1目道路橋梁災害復旧費は、融雪時期の降雨と冬期間の凍上による災害の復旧費として道路補修委託料、重機借り上げ料、工事請負費、原材料費をそれぞれ追加するものでございます。

次に、歳入について説明いたしますので、9ページをお開きください。特定財源以外の一般財源ですが、18款1項1目繰越金に7,053万8,000円を計上して収支のバランスをとったところでございます。

次に、5ページをお開き願います。第2表、地方債補正ですが、起債項目の変更による追加と事業費がそれぞれ変動しておりますので、起債借り入れにおける限度額を変更するものでございます。なお、15ページには地方債の現在高に関する調書を掲載しておりますので、参照願います。

ここで、本日配付しました説明資料、防災情報通信設備自動起動装置に関する資料について簡単に説明をさせていただきます。A4判1枚の資料でございます。この資料は、6月10日開催の議会運営委員会において今回設置を予定している装置について説明を求められましたことを受けて作成したものでございます。現在の設置済み装置は、国からの情報を市町村の庁舎等で受けるまでの装置でありまして、今回の装置を設置することにより、1つ目の機能としまして市町村で受けた情報を自動で指定エリアの各携帯電話へ緊急速報メールを一斉送信するものでございます。携帯電話の会社につきましては記載のとおり3社ということでございます。2つ目の機能としましては、1つ目の機能はエリアが限られておりますので、指定エリア以外にいる場合も情報を受けたい方には登録制メール配信に登録をしていただき受信が可能になるものでございます。登録方法や費用については記載のとおりでございます。緊急速報メールについては無料でございます。登録制メール配信については、登録料は無料ですが、通信費がかかるという状況でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく審議を賜り、原案どおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。

加納議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ございませんか。12番、加藤議員。

| | |
|----------------------|--|
| 加藤議員 | 今説明を受けたJアラートに関するものなのですからけれども、これ役場庁舎内に受信機がついて、それぞれのほうにメールが行くということなのですからけれども、町内の公共施設のほうにもこれが連動するようなことにはなっているのでしょうか。 |
| 加納議長 寺田総務 企画課長 | 総務企画課長。 受信する場所は役場庁舎のみでございまして、その後については施設に配信するのではなくて各個に、個人に配信をするという形になります。 |
| 加納議長 加藤議員 | 12番、加藤議員。 この事業の趣旨があくまでも携帯電話を使った個々への配信ということなのですからけれども、せっかくのこの機器なので、さらに一步進んでやっぱり町内の公共施設のほうもこれに連動して、庁舎内では当然これ受信機が受けるから、何かの通報を庁舎内はするはずなのです。当然そういうものだったら無線、いわゆるネット回線で1つ各公共施設にもそういうものがあっても、みんながみんな携帯を持っているわけでない。特に学校なら当然子供たちは持っていないし、そういうところも連動できることがもしできるのであれば対応していくことも考えたらどうでしょうかね。 |
| 加納議長 柴 田 副 町 長 | 副町長。 この情報の今回の整備につきましては、平成24年度の第1次補正の予算ということでこの整備、予算がついているわけですからけれども、それ以外の部分につきましては現在今役場の庁舎、コミセンの部分だけなのですが、それ以外につけますとすると、庁舎もちょっと日直の関係、場所だとかがありまして結構な費用がかかっているはずなのです。それ以上つけるとなると、ちょっとどれぐらいの費用になるのか。また、うちの場合ですと病院、福祉センター、それから特老、あと学校等もどうするのかという部分がありますので、そういった部分については費用がどれぐらいかかるのかちょっと見てみないとわかりませんので、検討させていただきたいなというふうに思います。 |
| 加納議長 大西議員 | 11番、大西議員。 検討するのなら、これ言ってみれば災害時ですから、災害弱者と称する人は多分携帯電話、パソコンは持っていないと思うのだ。その人らが一番この情報を必要としている、災害弱者と称する人らが。高齢者、障害者、子供もそうなのだろうけれども、そういう人たちが携帯やパソコンを持っていなかったら、こういう重要な発信をしても情報が入らないことがあるのです。そうすると、いろんなことがあるので今後、今すぐどうこうと言ってもなかなか今であれば財政的にも問題あるだろうけれども、そういうことも念頭に置いてこういう事業をこれから推進してほしいなと思いますけれども、いかがでしょうか。 |
| 加納議長 | 副町長。 |

柴 田 副 町 長 この部分に関しては、役場との回線を結んでいる部分というふうになりますので、個人となるとかなり難しい部分はあると思います。あと携帯、それでそういうことがあってドコモ、au、それからソフトバンクの携帯に対して今回そういったミサイルの情報だとか、地震の情報だとか、そういった部分は流すようになるわけですが、災害弱者に関しての通報装置がどういう方法があるのかという部分については、ちょっと検討させていただきたいなというふうに思います。

加納議長 11番、大西議員。

大西議員 だから、直接だと金かかるだとか、いろいろ問題あるとかと言うけれども、災害弱者にどういう方法でこういう災害時に通達するのかと。今回の広報にも土幌町の災害がどうこうと出たわけでしょう。それが起きたときに、来るよということも全然災害弱者ってわからないのだ。だから、今地域防災組織や何かをつくって行って、金をかけなくてもそういう組織をつくって、その組織の中で連絡し合って災害弱者を避難するとか何とかとしていかないとならぬと思うのです。だから、そういうことを研究してくださいと言っているの。ただこれだけを利用してというよりは、地域がどういう弱者を守るかということに目を向けていかないと、これだけで情報が行くからって、若い人なんかはそんなものすぐ逃げるのだから、逃げない人もいるかもしれないけれども。でも、やっぱり一番高齢者、子供たち、障害を持った人、病気の人だとか、そういう人にどうやって瞬時に逃げてもらおうかということをやったりそういう組織だとかなんとかをつくりながらこれを活用してやってほしいなと思うのです。だから、行政として住民の生命を守るのが最大の目的ですから少し考えてください。

加納議長 町長。

小林町長 Jアラートについては、基本的にはそういう情報を携帯電話に配信をするという、そういう例でありますけれども、今言われたようにいかにどういう情報がそれぞれ弱者も含めて必要だという検討は私ども当然しなければなりませんし、そうするとどういう方法で伝達するかということがありますけれども、きょうの意見も伺いながら今後検討させていただきたいと思います。

加納議長 ほかにございませんか。

(な し)

加納議長 質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

(な し)

加納議長 討論なしと認め、これより議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異 議 な し)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、追加議案第6号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴田副町長

議案第6号 工事請負契約の締結について説明をさせていただきます。

これは、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議決を求めるものでございます。

工事名は、士幌町簡易水道事業に伴う電気設備工事、契約金額は6,510万円、契約の相手方は株式会社東芝北海道支社であります。工期は、契約の日から平成26年3月10日までの予定であります。契約方法は指名競争入札であります。

2ページ目をごらんください。説明資料ですが、これは工事場所は字士幌地内、国道241号線沿いの35号であります。入札の日時は6月11日午前9時からで、指名業者は北海道富士電機株式会社、新栄クリエイト株式会社、株式会社日星電機、株式会社東芝北海道支社、愛知時計電機株式会社札幌支店、荏原商事株式会社北海道支店、美和電気工業株式会社札幌支店の7社であります。いずれも本町の指名業者のAランクの業者であります。入札の回数は1回でありまして、予定価格は7,276万5,000円、落札率は89.47%、最高入札金額は7,033万9,500円でありました。工事概要は、配水池の電気設備工事一式で、動力制御盤、取水井戸制御盤、電気通信工事、それぞれ一式の内容であります。

以上で説明を終わります。

加納議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。11番、大西議員。

大西議員

太陽光も地元企業のあれでということなので地元だけで入札をやったのですが、電気工事で地元の業者との企業体でこういう仕事は入札できないのか。地元の業者、Aランクの人もいると思うのですが、この仕事、電気通信工事一式なんて、こんなのは地元業者は入れると思うのだけれども、できるところでもやっぱり地元の地場産業育成のためにも企業体は組めなかったのか、組めない理由がどういふことがあったのかちょっとお聞きします。

加納議長

副町長。

柴田副町長

指名委員会までに共同企業体での参加との申し出はありませんでした。

以上です。

加納議長

11番、大西議員。

大西議員

ただ指名したら、募集したら企業体を組まないで来たからそれをやったよと言うけれども、それを指定すればいいわけでしょう。地元企業と入札できないのかと、企業体を組めないのかと。だから、俺は企

業体を組めない理由を聞いたのです。土幌の業者ではこの仕事ができないのか。それだったら企業体を組めと言ったって無理だから、だから企業体を組ませなかった理由、何でもやっぱり企業体を組んでくれとって地元やらせないと、この間みたく太陽光だって結構無理なあれで地元で1社でやらせたわけでしょう。だから、こういうときこそ大きい仕事だし、地元の業者も入るべきだし、そうしたらもしこれが事故起きたりなんかして壊れたとか何か故障が起きたときにも地元の業者がいればすぐ直しに行けるのだ。水道をとめておくわけにもいかないのだから。だから、企業体を組めるのなら組ませてほしい。今これがだめだと言っているわけでもないけれども、もうこれはやってしまったからしょうがないのだけれども、今後はやっぱりこういう事業があるとすれば地元の業者が入れない、できない仕事だったらこれはやむを得ないけれども、もしできる仕事であれば企業体を組んでやっぱりそういう人たちに少しでも地元の業者、育成をやったらどうなのだとこのことを言っているのです。

加納議長
土 生
建設課長

建設課長。

建設課長、土生からお答えをします。

工事の内容につきましては、先ほど申しましたように国道の35号線沿いにございます改めて設置をします浄水場でございますので、その中においてそれぞれ取水のポンプですとか配水池の電気並びに井戸のポンプだとか床排水のポンプ、それから室内のそれぞれ防護の形、排水ポンプの設備だとか、それぞれそういう設備を予定しているものでございまして、実際的には物だけではなくて、その中で全て配置をした後に調整をしなければならないといふかなり専門的な仕事ということから、そういう内容の工事を今回は入札をしたといふところでございます。かなり専門的に高い技術だとか知識が必要な部分で入札をする関係上、そういう形の中でその工事に可能な業者といふことに対象者がなつたところでございます。

以上でございます。

加納議長
大西議員

ほかにございませんか。

今後もこういうのがあつたら町長に答え、今後こういう事業があつたら考慮していくよといふ……難しいかな。

加納議長
小林町長

町長。

従前からお話ししているとおりでありますけれども、できる限り地元業者が参入できるという方法を私ども考えていくわけですがけれども、ただうちの会計上からいけばより有利な方法、町が有利な方法ということでもありますから、そういう視点でやっていくのでありますけれども、今回の事業はただいま副町長や建設課長からお答えをしたのですけれども、あそこの電気部分の心臓部ということでもありますから、担当からほかの町村の実態を見てもやっぱりこのレベルの業者以外は

| | | |
|---|------|---|
| | | <p>余りやったことないということでありまして、それはやっぱりAランクのこの業者にやるということで指名をしたという経過でありますけれども、趣旨としてはそういう面では一般町内のできる仕事についてはできる限り町内の方が適正にやっていただくような配慮もしながら今後指名をやっていきたいなど、そういうふうに思っております。</p> |
| | 加納議長 | <p>よろしいですか。ほかにはないですね。</p> <p>(な し)</p> |
| | 加納議長 | <p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>(な し)</p> |
| | 加納議長 | <p>討論なしと認め、これより追加議案第6号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p> |
| 8 | 加納議長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第8、会議案第4号「議員派遣の件」を議題といたします。</p> <p>北海道町村議会議長会主催の議員研修会にお手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。これに異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p> |
| | 加納議長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議員を派遣することに決定しました。</p> <p>なお、閉会中において派遣の内容に変更が生じた場合の取り扱いは、議長に一任をお願いしたいと思います。これに異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p> |
| | 加納議長 | <p>異議なしと認め、本件については議長に一任することに決定しました。</p> <p>ここで10分間休憩させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">午前10時55分 休憩 午前11時05分 再開</p> |
| 9 | 加納議長 | <p>休憩前に引き続き会議を再開いたします。</p> <p>日程第9、意見書案第4号「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充にむけた意見書案」を議題といたします。</p> <p>意見書案の朗読、提案者の説明を省略したいと思います。これに異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p> |
| | 加納議長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>これより質疑を行います。ございませんか。</p> |

| | | |
|-----|------|--|
| | | (な し) |
| | 加納議長 | 質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。ございませんか。 |
| | | (な し) |
| | 加納議長 | 討論なしと認め、これより意見書案第4号を採決します。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。 |
| | | (異 議 な し) |
| | 加納議長 | 異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 |
| 1 0 | | 日程第10、意見書案第5号「道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書案」 を議題といたします。 意見書案の朗読、提案者の説明を省略したいと思います。これに異議ありませんか。 |
| | | (異 議 な し) |
| | 加納議長 | 異議なしと認めます。 これより質疑を行います。 |
| | | (な し) |
| | 加納議長 | 質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。 |
| | | (な し) |
| | 加納議長 | 討論なしと認め、これより意見書案第5号を採決します。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。 |
| | | (異 議 な し) |
| | 加納議長 | 異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 |
| 1 1 | | 日程第11、意見書案第6号「地方財政の充実・強化を求める意見書案」 を議題といたします。 意見書案の朗読、提案者の説明を省略したいと思います。これに異議ありませんか。 |
| | | (異 議 な し) |
| | 加納議長 | 異議なしと認めます。 これより質疑を行います。 |
| | | (な し) |
| | 加納議長 | 質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。 |
| | | (な し) |
| | 加納議長 | 討論なしと認め、これより意見書案第6号を採決します。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。 |
| | | (異 議 な し) |
| | 加納議長 | 異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 |
| 1 2 | | 日程第12、意見書案第7号「平成25年度北海道最低賃金改正等に関 |

| | | |
|-----|------------|--|
| | | <p>する意見書案」を議題といたします。</p> <p>意見書案の朗読、提案者の説明を省略したいと思います。これに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| | 加納議長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>これより質疑を行います。ございませんか。</p> <p>(なし)</p> |
| | 加納議長 | <p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>(なし)</p> |
| | 加納議長 | <p>討論なしと認め、これより意見書案第7号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 1 3 | 加納議長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第13、意見書案第8号「札幌航空交通管制部の存続を求める意見書案」を議題といたします。</p> <p>意見書案の朗読、提案者の説明を省略したいと思います。これに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| | 加納議長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>(なし)</p> |
| | 加納議長 | <p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>(なし)</p> |
| | 加納議長 | <p>討論なしと認め、これより意見書案第8号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 1 4 | 加納議長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第14、「閉会中の継続調査申出書」を議題といたします。</p> <p>職員に朗読させます。</p> |
| | 仲山 総務係長 | <p>平成25年6月18日。</p> <p>士幌町議会議長、加納三司様。</p> <p>議会運営委員長、清水秀雄。</p> <p>閉会中継続調査申出書。</p> <p>本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。</p> <p>記、1、事件、1)、議会の運営に関する事項、2)、議長の諮問に関する事項、3)、議会の活性化に関する事項。</p> |

2、理由、調査未了のため。

3、期間、次期定例会まで。

以下、同一部分の朗読は省略いたします。

総務文教常任委員長、服部悦朗。

本委員会は、次の事件について閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

1、事件、学校施設の管理運営について。

産業厚生常任委員長、加藤宏一。

1、事件、土幌町国民健康保険病院の経営について。

以上でございます。

加納議長 お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りします。本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

以上で平成25年第2回土幌町議会定例会を閉会します。

(午前11時11分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員